

講演

経済安全保障をめぐる最新情勢

前国家安全保障局長
北村エコノミックセキュリティ代表

きたむらしげる
北村滋

昨今、経済安全保障の重要性が高まっている。わが国は2022年5月に経済安全保障推進法を制定し、現在、サプライチェーンの強靭化、官民技術協力、基幹インフラ役務の安定的な提供、特許出願の非公開等に関する制度整備を進めているところである。

2023年5月に広島で開催されたG7広島サミットにおいて、「経済的強靭性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」が初めて発出された。同声明は「強靭なサプライチェーンの構築」「強靭な基幹インフラの構築」「経済的威圧への対処」といった内容を掲げている。また、G7は「西側諸国にも中国・ロシア・イランなどの勢力にも与しない「グローバル・サウス」と呼ばれる国々の首脳を招聘し、今後、G7がどのような形でグローバル・サウスと向き合うかということの先鞭

各國においても経済安全保障の取り組み

みが進められている。米国は2017年と2018年の国家安全保障戦略において、中国の脅威を強く認識し、对中国政策を転換した。EUは、ロシア・ウクライナ情勢を受けて2022年に「防衛能力の強化」「エネルギー依存の低減」「より強靭な経済基盤の構築」の三つを柱とするベルサイユ宣言を採択し、2023年に欧洲経済安全保障戦略を発表した。

歐州経済安全保障戦略

術上の安全や技術流出に関するリスク」「経済的依存関係の武器化や経済的威圧のリスク」の四つを挙げている。これはわが国のリスク認識とも軌を一にするものである。

同戦略を実行に移すため、EUは重要原資料法案や欧洲半導体法案、ネットゼロ産業法案等の法制度や各種施策を通じて、重要物資の内製化や安定したサプライチェーンの確保、エネルギー危機を踏まえた再生可能エネルギーへの取り組み、経済的威圧策への対処、技術安全保障の取り組みなどを進めている。

国際協調、技術安全保障

私は、経済安全保障における協力分野として「サプライチェーン」「R&D（研究開発）」「ルール形成」「インテリジェンス」の四つがある。また、リスクとして「エネルギー安全保障を含むサプライチェーンの強靭性に対するリスク」「重要なインフラの物理的およびサイバー空間における安全性に対するリスク」「技

術上の安全や技術流出に関するリスク」「経済的依存関係の武器化や経済的威圧のリスク」の四つを挙げている。これはわが国のリスク認識とも軌を一にするものである。

同戦略を実行に移すため、EUは重要原資料法案や欧洲半導体法案、ネットゼロ産業法案等の法制度や各種施策を通じて、重要物資の内製化や安定したサプライチェーンの確保、エネルギー危機を踏まえた再生可能エネルギーへの取り組み、経済的威圧策への対処、技術安全保障の取り組みなどを進めている。

各國においても経済安全保障の取り組み



北村滋

1956年12月27日生まれ。東京都出身。
私立成城高校、東京大学法学部を経て、
1980年4月 警察庁に入庁。1983年6月フ
ランス国立行政学院(ENA)に留学。

1992年2月在フランス大使館一等書記官、2004年8月 警備局外事情報部外事課長、2006年9月内閣総理大臣秘書官(第1次安倍内閣)、2010年4月 警備局外事情報部長。2011年12月野田内閣で内閣情報官に就任、第2次・第3次・第4次安倍内閣で留任。特定秘密保護法の策定・施行に携わる。2019年9月国家安全保障局長・内閣特別顧問に就任。同局に経済班を発足させ、経済安全保障政策を推進。2021年7月 退官。2021年11月 経済安全保障法制に関する有識者会議委員。米国から国防総省特別功労章、オーストラリアからオーストラリア情報功労章、フランスからレジオン・ドヌール勲章オフィシエを受章。

化や原材料の確保、安定したサプライチェーンの確保等に向けて、能力のある同盟国・同志国がイニシアティブをとつて協力していくことが極めて重要になる。関連して、中国の競争優位(勝ち)の理論として「何らかの方 法で技術移転・製品開発し」「自国の広大な単一市場で競争力を磨き」「世界市場のシェアを確保する」という三つの段階があると考えられる。国際競争力の維持の観点からも、同盟国・同志国において単一市場を築くことが重要になるであろう。

技術安全保障に関しては、従来、各國は、機微技術を有する企業への外国資本の参入を一定程度規制してきた。昨今、対内投資だけでなく、対外投資による技術流出への懸念も高まっており、米国では対外直接投資審査が検討されている。過去、わが国で

は技術漏洩によつてグローバルな価格競争で敗退してきた事例が多く見られる。技術安全保障は、わが国の経済安全保障政策上も大きな課題である。

中国との関係

2023年の欧州理事会(EU首脳会議)のコミュニケ(共同声明)は、中国を「パートナーであり、競争相手であり、体制的ライバル(systemic rival)である」と位置付けている。デカップリング(分離・対立)の意図はなく、内側にこもる意図もないと同時に、サプライチェーンを含めて、問題となる対中依存、対中脆弱性の度合いを下げ、必要かつ適切な場合には、リスク軽減(de-risking)と供給源の多角化を行うとしている。

中国は、外資の導入を進める一方で、「國家の安全」を重視しており、2023年に反スパイ法を改正した。これにより、不法取得、所持の対象に「データ」が追加された。中国では、データ国外移転安全評価弁法が定められた。「重要データ」の国外移転が規制されるほか、「重要データ」を調査・入手しようとすると反スパイ法で摘発されるおそれがある。また、反スパイ法改正によって、同法違反の嫌疑で中国当局がデータを証拠として押収することができるようになった。個人や企業には、データ証拠収集への協力義務が課されている。

例えば、自国での実施が難しい研究開発や実験を中国国内で実施し、当該データを自国に移転することは、反スパイ法に違反するおそれがある。加えて、中国の重要なインフラに対するサイバー攻撃がスパイ行為の対象に追加されたことで、一例を挙げれば、中国の重要なインフラに融資するための関連情報取得行為も法違反の対象となることが懸念される。輸出管理や輸出禁止・輸出制限品目に関するデータ、人工知能・量子・バイオテクノロジーなどの重要分野の研究成果等にも、反スパイ法の規定が適用され、當然性が高くなっている。